

(資料)

鹿児島地裁における裁判員裁判 ～2015年～

小 栗 実

本稿は、2015年1月から12月までの間、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。鹿児島地裁での裁判員裁判は2009年11月に初めて行われて以来、2015年末までに97件の事件について開廷された。本稿は、その【判決82】から【判決97】までを紹介し、その特徴を検討した。

本稿も、前稿⁽¹⁾と同じように、裁判員裁判の内容については、判決文が入手できないことから、裁判所ウェブサイトに掲載されたものを除いて、南日本新聞及び朝日新聞・読売新聞・毎日新聞の鹿児島地方版の記事から引用したものが多し。

鹿児島地検のホームページで、少年事件・性的な犯罪事件以外は、裁判員裁判の日程が公表されているので、都合がつく場合には鹿児島地方裁判所に傍聴に行き見聞きした内容も、説明の中に含まれている。2015年は16件中8件について裁判の一部を傍聴した。

一 2015年の裁判員裁判

■【判決82】 現住建造物等放火事件（男性・50歳）

被告人は、2014年7月、薩摩川内市にあった木造2階建てのアパートの自室に火をつけ、2階部分を全焼させ、現住建造物放火罪の容疑で起訴された。

1月20日（火曜）開廷（第1回公判）

裁判長は安永武史裁判官、右陪席が植田類裁判官、左陪席が金友有里子裁判官（刑事部合議B）。

被告人は起訴事実を認めた。

1月21日（水曜）第2回公判

1月22日（木曜）第3回公判

求刑は懲役5年。弁護人は刑の執行猶予を主張した。

1月27日（火曜） 判決公判

判決は、適応障害の影響などで衝動的に火をつけたもので責任非難の程度は弱い、財産的被害が大きく、住民の命が失われる危険性が高く、悪質性は大きいとし、4年の懲役刑を言い渡した。

■【判決83】 強盗致傷・傷害事件（男性・43歳）

被告人は、2014年7月20日、コンビニ店員にいいがかりをつけ、暴行し、傷害を負わせ、また同月30日、帰宅途中の51歳男性の顔を数発殴り、鼻の骨を折り、加療1ヶ月のけがを負わせ、現金4000円さらに現金・キャッシュカードが入った財布を奪った容疑で起訴された。

2月3日（火曜） 開廷（第1回公判）

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は強盗致傷罪について起訴事実を一部否認した。検察官が、冒頭陳述で、金品を奪おうと持っていた傘をわざと被害者の肩に当てて、因縁をつけ、強い暴行を加えたと指摘したのに対して、弁護士は、暴行し現金を奪った事実は認めたが、素手で数回殴った程度で抵抗できないほどの暴行ではなく、金品を奪う目的でもなく、財布にお金は入っていなかったとして、恐喝罪と傷害罪に該当すると主張した。

2月4日（水曜） 第2回公判

2月5日（木曜） 第3回公判

求刑は懲役10年。

2月10日（火曜） 判決公判

判決は7年の懲役刑を言い渡した。裁判長がまず犯罪事実を説明し、争点となっているのは、第一に、被告人が被害者から金品を奪う目的だったか、第二に、被害者に抵抗できないほどの暴行であったかどうか、その程度、第三に、財布に金品が入っていたかどうかにあるとした。

そして、その論点について（1）天文館公園の近くの歩道で傘がぶつかったことから、約120m、被害者の後をつけ、「あたっただろうが」と胸ぐらをつかみ、トラックの間の暗いところに押し倒して馬乗りになり、「金ださんかい」と脅迫して、現金4000円を出させ、さらに財布を奪おうとして、顔を殴った、（2）

加えられた傷害は普通の会社員にとって抵抗できないほどのものだった。被害者が傷害のあと110番通報したことから弁護人は傷害の程度が軽いことを主張したが、判決はその主張を認めなかった。(3) 財布にお金は入っていた。

こうした事実認定で、強盗致傷罪の成立を認め、傷害の態様はきわめて悪質であり、路上強盗の犯罪の中でも重いものに入り、別の傷害事件、刑務所を出てから3ヶ月しか経過していないことなどを考慮して、7年の刑にしたと説明した。

最後に、「気持ちを入れ替えて人生設計をやり直してください。」と裁判長が裁判員のメッセージを伝えた。

■【判決84】 強制わいせつ致傷、強盗、窃盗、傷害事件（男性・27歳）

この事件では区分審理決定に基づき部分判決という裁判員法によって導入された審理・判決の手法がとられた、鹿児島地裁で初めての事例である。

被告人は、2013年6月の「霧島事件」、2014年5月の「種子島事件」で窃盗・傷害の容疑でも起訴されており、この2つの事件については安永武史裁判官ほか裁判官だけの公判が行われて、いずれも有罪の部分判決を受けた。

3つめの事件（「鹿児島事件」。これらの名称は、判決朗読の中で裁判長が使用したもの。）は、2014年6月1日、鹿児島市内の路上で20代の女性に対して、強制わいせつ行為により傷を負わせた容疑（強制わいせつ致傷）、女性がもっていたバッグを奪って、そのバッグで女性の顔をなぐり、バッグの中に入っていた金品（6万3000円相当）を強奪した容疑（強盗）で起訴された。この3つめの事件が裁判員裁判で裁かれることになった。

3月10日（火曜）開廷（第1回公判）

裁判員は男性4名、女性2名。

被告人は、被害者女性を押し倒したことやバッグを手にしたことは認めたが、それ以外のことは飲酒したため覚えていないと起訴事実の大半を否認した。弁護人は、わいせつ目的や金品を奪う目的の犯行ではなく、顔面を殴る暴行があったとは言い切れないとして、傷害罪にとどまると主張した。

3月11日（水曜）第2回公判

3月12日（木曜）第3回公判

3月13日（金曜） 第4回公判

検察官は、いずれの事件も夜間に女性を狙った悪質な犯行であり、常習的に繰り返している。体に触わるなどわいせつ行為も行ったとして、懲役7年を求刑した。

これに対して、弁護人は、傷害罪は認める一方、強制わいせつ罪や強盗罪には当たらない、反省しており再犯の可能性は低いとして執行猶予が妥当と主張した。

3月17日（火曜） 判決公判

判決は、被告人がわいせつな行為をしようとしたかという点について、被害者の供述、被害者のストッキングから被告人のDNAを割り出した捜査官の供述等から、なでるように触ったとまでは認定できないが、被害者を押し倒して太ももに触り無理矢理被害者にキスしようとしたと強制わいせつの事実を認定した。暴行があったかという点について、こぶしで殴るといような強い殴打があったとまでは認められないが、左右のほほを1回ずつたたいた、奪ったバッグで被害者を殴ったことを認定して、強盗罪が成立するとした。

判決は4年6月の懲役刑を言い渡した。

判決理由の説明のあと、裁判長が裁判員のメッセージを朗読した。「自分の母親の前で流した涙を忘れません。母親、姉に迷惑をかけないようにしっかり更生してください。」「弱い心としっかり向き合って、しっかり生き直してください」という内容を含んだかなり長文のメッセージであった。

■【判決85】 殺人未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（男性・66歳）

被告人は、2014年8月5日午後7時40分頃、霧島市の市営住宅の隣に住む男性（当時58歳）に対して、玄関のドアを開ける音がうるさい、予定していた釣りに行けなくなったなどと腹を立てて、路上で隣人男性の頭をハンマーで殴り、出刃包丁でその男性の胸を突き刺すなどして、大けがを負わせ殺人未遂の容疑で逮捕、起訴された。またその際、刺身包丁を携帯していたことが銃砲刀剣類所持等取締法に違反するとして併せて起訴された。

4月20日（月曜） 開廷（第1回公判）

裁判員は女性5名、男性1名。裁判長が安永武央裁判官から富田敦史裁判官

に交代した。右陪席が山田直之裁判官、左陪席が岩見貴博裁判官（刑事部合議A）。

被告人は起訴事実を認めた。弁護人は、音に敏感な性格で、飲酒によっていっそう敏感になった、善悪を判断する能力も低下していたと主張した。

4月21日（火曜） 第2回公判

4月22日（水曜） 第3回公判

検察官は、8年の懲役を求刑した。

4月24日（金曜） 判決公判

主文は6年の懲役刑。

判決は、事件にいたる経過、罪となるべき事実をほぼ起訴状どおりに認めた上で、量刑を決めた理由として、被告人が一方的に被害感情を高ぶらせて被害者の頭をねらって相当強くハンマーを振り下ろし、出刃包丁で数回刺した事実は悪質な犯行であること、被害者は17日間の加療を要する傷害を負ったが、必死の抵抗をした結果であり、犯行の損害結果が軽いとはいけっしていけないこと、もうすこしずれて脳や肺に障害が及んだら死に至ったかもしれず衝動的に殺害を思いついたとしても複数の凶器を準備するなど殺意は強かった、として同種の殺人未遂事件の中では比較的重い事件であるとした。ただし、66歳の高齢で前科がないこと、姉等による家族の支援によって更生の可能性があると量刑の理由を説明した。

判決言い渡しの後、裁判員のメッセージという説明はなかったが、「あなたは一方的な被害感情をもったが、刑務所でも人間関係で苦しむことはあるので、十分に注意するように」と裁判官が説諭した。

■【判決86】 強姦致傷及び住居侵入事件（男性・32歳）

被告人は、2015年1月7日午前2時40分ごろ、女性宅に侵入し、暴行や脅迫を加えて乱暴し、右腕や両足に約1週間のけがを負わせた容疑で起訴された。

5月19日（火曜） 開廷（第1回公判）

被告人は起訴事実を認めた。

検察官は、顔見知りの被害者と偶然再会して、一方的に好意を抱き、知人と飲食した後に、一人で被害者宅に行き、被害者が帰宅するのを待って、窓から

部屋に忍び込んだ、と犯行状況を説明した。

5月20日（水曜） 第2回公判

検察官は、自己の欲望のため、被害者の首を絞めるなど生命に危険を及ぼすほどの暴行や脅迫を何度も加えた悪質な犯行だったとして、8年の懲役を論告求刑した。

弁護側は、酒の飲み過ぎで判断力や理性が低下していたとして、寛大な判決を求めた。

5月22日（金曜） 判決公判

判決は、被害者の生活状況を具体的には知らなかったことから計画性のない犯行とする一方、約一時間もの間、強要を繰り返しており、被害者が強いられた屈辱感は相当強いもので、誰もが安心できるはずの住居に深夜に侵入するなど悪質性が高いとして、6年の懲役刑を言い渡した。

■【判決87】 殺人事件（女性41歳）

2014年8月29日午後9時20分ごろ、鹿児島市内のマンションで「元夫を殺した」と110番通報があり、警察官がマンションに駆けつけたところ、この部屋に住む男性（当時75歳）がベッドで倒れており、その場で死亡が確認された。目立った外傷はなかったという。

鹿児島県警は、同年9月1日、被害者と同居する無職の元妻（当時40歳）を殺人の疑いで逮捕した。二人は2013年11月に結婚し、2014年6月に離婚した後も同居していた。

鹿児島中央署の発表により「元夫が暴力を振るったり暴言を言ったりするのが嫌だった」と話して、容疑を認めていると報じられた。

9月17日、鹿児島地検は、同居の元夫を殺害したとして逮捕された容疑者について、刑事責任能力の有無を調べる鑑定留置を始めた。期間は約3カ月とされた。

12月19日、刑事責任能力の有無を調べるため、12月15日まで鑑定留置していた容疑者を、鹿児島地検は殺人の容疑で起訴した。

6月9日（火曜） 開廷（第1回公判）

被告人は、起訴事実を認めたが、積極的に殺害しようとしたわけではなく、

首を絞めて驚かせば今後殴られずに済むと考えた、抵抗され、精神障碍の影響もあって殺す衝動を抑えられなかった、と陳述した。弁護人は殺意の程度をめぐり量刑について争うと主張した。

6月10日（水曜） 第2回公判

6月11日（木曜） 第3回公判

検察官は、15年の懲役を求刑した。

6月15日（月曜） 判決公判

判決は、口論の後に強い怒りから殺害を決意し、寝入る被害者の首を4分以上絞め続けた強固な殺意に基づく犯行と認定した。犯行の経緯については、精神疾患のため入院していた病院を退院する目的で結婚し、離婚後も生活不安を理由に同居を続け、不満を募らせるなど自己中心的であったとした。

弁護人の主張について、精神障害は社会生活を営む上で健常者とはほぼ変わらない程度の人格の偏りにすぎず、被害者を驚かせようと首を絞めたとする被告人の供述は経緯が不自然で信用出来ないとした、

そして、13年の懲役刑を言い渡した。

被告人は6月30日までに。判決を不服として、福岡高裁宮崎支部に控訴した。

■【判決88】 強制わいせつ致傷事件（男性・47歳）

被告人は、2008年11月26日午前1時40分ころ、県内の民家の玄関先で、女性に「刃物をもっているぞ」などと脅して引き倒し、みだらな行為をした上で、腕や脚に約2週間のけがを負わせた容疑で起訴された。

7月13日（月曜） 開廷（第1回公判）

被告人は、起訴事実を認めた。

7月14日（火曜） 第2回公判

検察官は、暴行、脅迫を加えた悪質な犯行であるとして、3年6月の懲役を求刑した。弁護人は、暴力性は低く、反省しているとして執行猶予が相当であると主張した。被害者の代理人弁護士は、再犯の可能性があるとして実刑判決を求めた。

7月15日（水曜） 判決公判

判決は、連続してわいせつ行為に及んでおり、極めて悪質であり、結果の重大性や被害者の厳しい処罰感情を踏まえれば、執行猶予をつけることは社会的に許されないとして、求刑通り、3年6月の懲役刑を言い渡した。

■【判決89】 傷害致死事件（男性・39歳）

被告人は、2013年12月ごろから2014年2月24日までの間、鹿児島、熊本の両県で無職男性（当時53歳）を殴り、踏みつけるなどし、同月25日に全身打撲による外傷性ショックで死なせた容疑で起訴された。被害者の遺体は軽自動車の中で発見された。

7月23日（木曜）開廷（第1回公判）

裁判長は富田敦史裁判官、右陪席が福田恵美子裁判官、左陪席が岩見貴博裁判官（刑事部合議B）。

裁判員は男性4名、女性2名。

被告人は、起訴事実を認めた。検察官は、冒頭陳述で、身の回りの世話をさせていた被害者に継続的に暴力を振るい、自力歩行できなくなるほど衰弱させた、と主張した。

弁護人は、被害者自身の判断で暴力を回避することは可能であった、と反論。

7月24日（金曜）第2回公判

7月27日（月曜）第3回公判

7月28日（火曜）第4回公判

検察官は、10年の懲役を求刑した。弁護人は凶器を使った犯行ではないと寛大な判決を求めた。

7月31日（金曜）判決公判

判決は、求刑どおり、10年の懲役刑を言い渡した。判決では、罪とされた事実、刑を決めた理由が述べられた。被告人は、2013年11月、暴力団組長と養子縁組をしたが、その組長宅に被害者もいそうろうするようになった。被害者は被告人より13歳も年長であったが、被告人と被害者との関係には明確な上下関係が存在した。被告人は、被害者がうそをついた、奇異な行動をした、食事がおそい、自分の指示に従わない等を理由に暴力を加えた。またパチンコ店内で殴打し、タバコの火を被害者の体に押しつけるなどした。そして、組長宅で、皮下

出血、筋肉内出血、肩甲骨を骨折するまで傷害を加え、2月25日軽自動車内で死亡させた。

判決は、被告人の暴力について継続的な暴行で度を超えており、虐待というほかに卑劣きわまりない、内妻の存在について適切な監督能力があるとは思えず、更生の可能性は認められない、懲役10年は傷害致死罪としては重い方になるが減軽に値するものはない、とした。被告人には前科があり、覚醒剤使用罪でも起訴されていた（併合罪）。

裁判官は判決を読み上げたあと、今回の懲役はこれまでの懲役とは異なり、かなり長期のものとなり、刑務所をでてくるときにはあなたにとって変わってしまうように見えるかもしれない。次回の社会復帰のときには、生まれ変わって戻ってこられるように望みます、と訓示した。

■【判決90】 現住建造物等放火事件（女性・76歳）

被告人は、同居する夫が娘婿に自分をひきとって欲しくないかと電話しているのを聞き、悲観して、自殺しようと思い、2014年7月11日未明、ひざかけにライターで火をつけ、また紙切れに火をつけ、ふすまや天井に延焼させ、夫婦が住んでいる家1棟約110平方メートルを全焼させた。被告人は現住建造物等放火の容疑で起訴された。

8月4日（火曜）開廷（第1回公判）

裁判長は富田敦史裁判官、右陪席が福田恵美子裁判官、左陪席が岩見貴博裁判官（刑事部合議B）。

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は、起訴事実を認めた。

8月5日（水曜）第2回公判

検察官は、5年の懲役を求刑した。

8月7日（金曜）判決公判

判決は、全焼した家は隣家がなくて庭木に火が付いて枯れた程度で延焼もなく、犯罪の結果が重大なものだったとはいえないこと、被告人の軽度の知的障害が若干ながら影響していること、夫との衝突・悲観から衝動的に放火したもので他人を害する意図はなかったことから、現住建造物等放火の犯罪類型の中では

軽い部類にあたるもので、夫も処罰を望んでいない、前科もなく、反省もしている、家族の協力もあり社会内での更生が十分に期待できるとして、3年の懲役刑ただし執行猶予4年を言い渡した。

傍聴した感想では、被告人には軽い知的障害がみられ、裁判官の説示にも「はい」「はい」とぼそぼそ、つぶやくように応えていた。判決内容が十分に理解できていたのだろうか。それを案じてか、裁判長は、判決言い渡しの後、執行猶予についての説明を行い、「執行猶予期間中に、なにごともないように期待している」と述べた。

■【判決91】 傷害致死事件（男性・36歳）

被告人は、2015年1月18日17時30分ころから、19時30分ころまでの間、自宅でいっしょに生活していた父親が、宅配された弁当を食べようとしなかったことに腹を立て、その頭や背中を金属製のつえで30回ほど殴り、全身打撲、皮下出血、骨折させた。父親は運ばれた病院で午後9時7分に外傷性ショックによる死亡が確認された。被告人は傷害致死の容疑で起訴された。

9月8日（火曜）開廷（第1回公判）

裁判員は6名全員が女性。

被告人は起訴事実を認めた。

9月9日（水曜）第2回公判

検察官は、病気で弱った無抵抗の父親に一方向的に暴行を繰り返し、虐待そのもので非常に悪質であるとして、8年の懲役を求刑した。

弁護人は、自力で動こうとしない父親にストレスを抱えていた。被告人が子どもの頃から父親から虐待を受けていた事情には酌むべきものがあるとして、懲役4年が相当と主張した。

9月11日（金曜）判決公判

判決は、6年の懲役刑を言い渡した。裁判長は「認定した罪となるべき事実」については起訴された事実のとおりとした後、量刑の理由を述べた。無抵抗の父親を杖でなぐったことは危険性の高い行為である、暴行は身勝手な短絡的な行為である、数年前から暴力を振るってきたことは高い刑事責任を科すべき。被告人が子ども時代に父親から虐待を受けたこと、にもかかわらず筋ジストロ

フィーという難病に冒された父親を世話し続けたことは非難の程度を弱めるものではあるが、傷害致死の犯罪の中では「中程度のもの」で、その中では重い部類に入る。また自ら通報して救急車を呼んだこと、反省していることも考慮しても、家族が懲役刑を望んでいることなど更生の可能性については疑問がある。

最後に、裁判長が、家族に恵まれた人生でなく、その原因が父親にあったこともこの裁判でわかった。あなたには人生で支えになるものがなくて、それは家族ではないか。ご兄弟と縁が切れないように考えてみてください、と説諭した。

■【判決92】 傷害致死事件（男性・38歳）

2015年2月16日、被告人は、別の少年（19歳）と共謀して、2月16日午後8時40分から午後10時20分ころにかけて、同居していた被害者（20歳）の体を殴ったり蹴ったりした上で、国分市の漁港の岸壁から海中に蹴り落として、溺死させた容疑で逮捕され、2015年3月10日起訴された。

9月15日（火曜）開廷（第1回公判）

被告人は起訴事実を認めた。検察官は冒頭陳述で、被告人は被害者が仕事で失敗したり、うそをついたりしたときに暴力を振るっていたところ、職場の上司にもらった買い物のおつりを被害者が独り占めしたと勘違いして激怒し、暴行に及んだと主張した。

9月16日（水曜）第2回公判

9月17日（木曜）第3回公判

検察官は、被告人は無抵抗の相手に理由なくひどい暴行を加えたもので、常習性があり、事件は起こるべくして起こったと論告し、10年の懲役を求刑した。

弁護人は、死亡したのは共犯の少年が助けなかったためなどと述べて、懲役7年が相当と主張した。

9月18日（金曜）判決公判

判決は、被告人は犯行を主導し、水温約16度の海中に蹴り落とした行為が致命的な暴行となったと指摘し、日常的な虐待をエスカレートさせた末の犯行で、経緯や動機に酌むべき事情はないとして、求刑どおり10年の懲役刑を言い渡し

た。

■【判決93】 殺人・道路交通法違反事件（男性・41歳）

被告人は、2015年4月4日午前9時ごろ、鹿屋市の兄の自宅で、交際していた女性（当時32歳）の胸を包丁で1回突き刺し出血性ショックにより殺害した容疑、および同日午後9時40分ごろ、霧島市の国道を基準値を超えるアルコールを飲んで乗用車を運転し、酒気帯び運転の容疑（道路交通法違反）で2015年5月1日に起訴された。

10月5日（月曜）開廷（第1回公判）

被告人は、起訴事実を認めた。

検察官は、被害者と被告人は犯行の1年前から交際していたが、金銭の貸し借りをめぐって口論となり「男はいらない」などと言われて激しい怒りが抑えられなくなり、犯行に及んだと冒頭陳述した。

被告人は被告人質問に対して、取り返しのつかないことをしてしまった、深く反省していると謝罪し、所属していた暴力団には脱退届けを出したと述べた。弁護人は、被告人は将来を考え、被害者が経営する店の経済的援助や家事全般を引き受けていたが、被害者との口論でそうした努力がすべて否定されたと思い、悔しさと悲しさから衝動的に犯行に及んだもので、犯行後後悔から自殺まで考えたとして弁護した。

10月6日（火曜）第2回公判

検察官は、18年の懲役を求刑した。論告で検察官は無防備な被害者に対して、明確な殺意をもって心臓のあるところを狙った極めて危険な犯行で、暴力団特有の粗暴性が顕著に表れていると主張した。

弁護人は、自殺のためにロープを買い、自ら命を絶って責任を取ろうとするほど反省している、暴力団からも自分の強い意思で脱退したなどとして、懲役12年が相当と主張した。

被害者参加制度で、被害者の父親が意見陳述した。

10月8日（木曜）判決公判

判決は、男女間のけんかをきっかけとして衝動的に怒りにまかせて殺害をも決意した短絡的な犯行で、強固な殺意に基づき、生じた結果はあまりに重大で

あり、2人の幼い子を残して突然命を絶たれた被害者の無念は察するに余りある、子どもらが受けた心の傷の深さは計り知れないとし、17年の懲役刑を言い渡した。

控訴期限の10月22日、被告人は、判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴した。

■【判決94】 傷害致死事件（男性・19歳）

2015年2月16日、被告人は、別の男性（38歳）と共謀して、午後8時40分から午後10時20分ころにかけて、同居していた被害者（20歳）の体を殴ったり蹴ったりした上で、国分市の漁港の岸壁から海中に蹴り落として、溺死させた容疑で逮捕された。被告人は、事件当時、未成年であり、傷害致死の非行事実で3月10日鹿児島家庭裁判所に送致されたが、家裁で刑事処分が相当との決定を受けて、検察官送致され起訴にいたったものである。2015年4月15日、鹿児島地検が起訴した。

共謀したとされた男性は傷害致死事件【判決92】で懲役10年の判決を受けている。

10月19日（月曜）開廷（第1回公判）

被告人は、起訴事実を認めた。

検察官は、昨年末ごろから共犯者とたびたび被害者に暴力を振るっていたと冒頭陳述した。これに対して、弁護人は、海に蹴り落としたのは共犯者だったと主張した。

10月22日（木曜）求刑公判

検察官は、懲役5年以上8年以下の不定期刑を求刑した。弁護人は、少年院送致の保護処分にすべきと主張。

10月27日（火曜）判決公判

判決は、落ち度のない被害者に対する一方的な暴行は、生命への危険が相当高いものであり、被告人が犯行直後に海に入り、被害者を救助しようとしたことを考慮しても、近く成人を迎える年齢や遺族の処罰感情を合わせて考えると、保護処分にはすることは社会的に許されないとし、懲役4年以上6年以下の不定

期刑を言い渡した。

■【判決95】 危険運転致死事件（男性・21歳）

被告人は、2015年5月3日午後10時30分ごろ、鹿児島市内の国道を時速87キロの速度で走行して、信号交差点で左折しようとしたさい、歩道に乗り上げ、歩道上で信号待ちをしていた男子大学生をはねて死亡させた容疑で起訴された。

10月28日（水曜）開廷（第1回公判）

被告人は、起訴事実を認めた。

10月29日（木曜）第2回公判

10月30日（金曜）第3回公判（求刑公判）

検察官は、10年の懲役を求刑した。

11月5日（木曜）判決公判

判決は、無理矢理左折しようと急ブレーキをかけた結果、タイヤがスリップし、車を暴走させた。相当危険な運転行為だとして、危険な運転は短時間にとどまり、常習性も認められないとして、6年の懲役刑を言い渡した。

■【判決96】 強盗致傷事件（男性A・26歳、男性B・26歳、男性C・64歳）

被告人3人は、他の6人（起訴拘留中）と共謀して、2014年5月10日午後4時45分ごろ、出水市にあったパチンコ店で、売上金を運んでいた男性従業員（当時23歳）の右腕を包丁のようなもので切りつけ、約2ヶ月の大けがを負わせて、現金1359万円が入ったショルダーバッグを奪った容疑で起訴された。鹿児島地検がAほかを起訴したのは2014年8月7日である。

被告人3人は、他に3つの事件（「東京事件」「横浜事件」「宇都宮事件」）に係っており、裁判員の負担を考慮して、区分審理の手続きがとられた。

被告人Aが係わった「東京事件」では、2013年12月27日、共犯者と共謀して、居酒屋からでてきた被害者にすれ違いざま催涙スプレーをかけて、目をみえなくさせ、殴りかかって、ワンボックス車の後部に押し込み、「ぶっ殺すぞ」などといいながら、両手首をガムテープでぐるぐるまきにし、両目にもテープを貼り付けた後、手首に手錠のようなもの、脚には結束バンドのようなもので

ぱりつけた。杉並区で別の車に乗り換えようとしたさいに、警察官による職務質問をうけて、逃亡。被害者は救出されたが、ほお骨を折るなどの傷害を負った。被告人Aと被告人Bが関わった「宇都宮事件」では、2014年2月11日、宇都宮市のパチンコ店で売上金を回収していた従業員から、約2600万円が入ったバッグを奪った。被告人Aが実行犯で、Bは見張り役で、2人とも逃亡した。

被告人A、被告人B、被告人Cが関わった「横浜事件」では、2014年4月20日午後6時20分頃、横浜市のパチンコ店で売り上げを事務所に運んでいた従業員の女性（当時59歳）の背後から近づいて、女性が持っていた、現金約2150万円が入った手提げバッグをひったくった。被告人A、Bが実行犯で、被告人Cは店を下見し、犯行の合図役だった。

被告人Cの「横浜事件」への関与（窃盗の容疑）については、鹿児島地裁（刑事部合議B）で2015年9月14日に第1回公判が開かれ、9月30日に有罪の判決（部分判決）が出された。

被告人Bの「宇都宮事件」「横浜事件」への関与（強盗、窃盗の容疑）については2015年10月27日に鹿児島地裁で有罪の判決（部分判決）が出された

被告人Aの「東京事件」「宇都宮事件」「横浜事件」への関与（逮捕監禁致傷、強盗、窃盗の容疑）についても部分判決で逮捕監禁致傷の罪で有罪の判決を受けた（10月27日に公判が行われたが、有罪の判決（部分判決）の日は、執筆時点で不明）。

11月12日（水曜）開廷（第1回公判）

裁判長は富田敦史裁判官、右陪席が福田恵美子裁判官、左陪席が岩見貴博裁判官（刑事部合議B）。

裁判員は女性4人、男性2人。

被告人3名は、いずれも起訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述では、被告人らが犯行グループをつくって、出水市内の2つのパチンコ店の売上金の回収時刻などの内部情報を共犯者の知人から入手し、犯行計画をたて、下見を行い、回収時刻等を確認した、被告人Aと共犯者が実行役や運転手役、合図役、現金運搬役などを決め、航空券や宿泊先は偽名で手配し、熊本空港に集結した、逃走用にレンタカーを借り、盗んだ車のナンバープレートをつけ、かつらをつけるなど変装した、奪った現金は複数の車

でつないで新水俣駅まで行き、そこから新幹線で福岡市に移動し、同市内のホテルで奪った金を分配した等を明らかにした。

11月13日（木曜）第2回公判

検察官が、被害者等の供述調書などを朗読。

11月16日（月曜）第3回公判

11月17日（火曜）第4回公判

11月18日（水曜）第5回公判

検察官は、被告人Aに15年の懲役刑を、被告人Bに13年の懲役刑を、被告人Cに8年の懲役刑を求刑した。

11月20日（金曜）判決公判

判決は、犯行は計画的かつ組織的で極めて悪質であり、短期間のうちに、宇都宮市、横浜市でも連続して同様の強盗事件を犯しており、強い社会的非難が向けられるべきだとし、犯行グループの中で中心的な役割を担っていた被告人Aに13年の懲役刑を、実行役の被告人Bに10年の懲役刑を、犯行の見張り役で合図を出した被告人Cに7年の懲役刑を言い渡した。

■【判決97】 強制わいせつ致傷事件（男性・72歳）

被告人は、2015年7月7日午後9時45分ごろ、路上で女性の背後から抱きついて、「騒いだら殺す」などと脅して、みだらな行為をし、逃げようとした被害者女性を転倒させて、約5日間のけがを負わせた容疑で起訴された。

12月21日（月曜）開廷（第1回公判）

裁判員は6名全員が男性。裁判長は山田直之裁判官に交代した。右陪席が福田恵美子裁判官、左陪席が岩見貴弘裁判官（刑事部合議C）。

検察官は、人通りが少なく、街灯がほとんどない道路で、一人で歩く被害者を見つけて犯行に及んだ、通り魔的で身勝手な犯行と冒頭陳述した。

被告人は、起訴事実を認めた。

12月22日（木曜）第2回公判

検察官は、5年の懲役を求刑した。

弁護人は、反省したとして酌量減輕した上で、懲役1年6月が相当とした。

12月24日（木曜）判決公判

判決は、罪となる事実として、起訴事実を認定した。陰部にさわったのは偶然だったとする弁護人の主張を否定し、女性の胸をつかみ、および陰部を服の上からさわったとした。そのうえで被害者の受けた性的な嫌悪感、屈辱感は大きく、被害者に相当の恐怖心を与えたとした。犯行に同情の余地はなく、また強制わいせつや窃盗の前科があることを理由に、4年の懲役刑を言い渡した。

最後に、「人生の晩年を迎える今、これを機会に、被害者のこと、いままでの罪をしっかりとみつめて下さい」との裁判員からのメッセージを裁判長が述べた。

二 2015年の裁判員裁判の特徴

全体的な特徴

2015年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は16件であった。年の途中の11月に初めて開廷された2009年の3件は別にして、2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件だったことと比較して、それほど多くもなく、少なくともなくという一年であった。鹿児島地裁での裁判員裁判は、年間10数件から20件をこえない範囲であることが通例化したと考えられる。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で97件115人の被告人が鹿児島地裁で裁かれた。その累計数を九州・沖縄の県別でくらべる（最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～2015年10月末・速報）」による）と、福岡県で410人（福岡地裁本庁・福岡地裁小倉支部）について、鹿児島県（鹿児島地裁本庁）で110人（2015年11、12月に5人が判決を受けたので、12月末では115人）、沖縄県（那覇地裁本庁）で98人、熊本県（熊本地裁本庁）で87人、大分県（大分地裁本庁）で71人、宮崎県（宮崎地裁本庁）で54人、佐賀県（佐賀地裁本庁）で52人、長崎県（長崎地裁本庁）で50人となっている。ちなみに人口1万人あたりで被告人数を除してみると、一番高いのが福岡（0.81）、ついで沖縄（0.69）、鹿児島（0.66）、佐賀（0.63）、大分（0.61）、熊本（0.49）、宮崎（0.49）、長崎（0.36）の順になる。鹿児島県は熊本県より人口は約13万人少ないが、裁判員裁判被告人数でみると23人多い。それだけ裁判員裁判対象事件が多いということになる。

2015年の16件について罪名別にみると、殺人2件、殺人未遂1件、傷害致死4件、危険運転致死1件、強盗致傷2件、強姦致傷1件、強制わいせつ致傷3件、現住建造物等放火1件であった（併合罪では罪の重い罪名に数えた）。2014年の分析では裁判員裁判対象事件となる強姦致傷、強制わいせつ致傷（刑法181条）での起訴が少なくなったことが裁判員裁判の数が減ったことと関係があるのでないかと指摘したが、2015年には刑法181条に関する起訴が4件あり、かならずしも刑法181条での起訴をしないで裁判員裁判を避ける傾向にあるともいえないようである。

否認事件

2015年の裁判員裁判16件のうち、被告人が全面否認して、無罪を争った事件はなかった。【判決83】は、強盗致傷罪での起訴に対して、暴行の程度が抵抗するほどではなく、金品を奪う目的もなく、財布にお金は入っていなかったので、傷害罪と恐喝罪に当たると主張したが、判決は被告人側の主張を認めなかった。【判決84】も、強制わいせつ致傷罪、強盗罪での起訴に対して、起訴事実の大半を否認して、わいせつ目的や金品を奪う目的はなく、顔を殴るというような事実はなく、ただ傷害を負わせたにとどまると主張したが、判決は被告人側の主張を認めなかった。【判決87】は、被告人は殺人罪で起訴されたが、積極的に被害者を殺害しようとしたのでないと主張した。しかし、判決は認めなかったため、13年の懲役刑が言い渡された。被告人は福岡高裁宮崎支部に控訴した。【判決93】では、量刑が重すぎるとして控訴した。

量刑

検察官の求刑どおりの量刑を言い渡した事件が3件と例年になく多く、判決の言い渡した懲役期間が求刑の90%以上100%未満が1件、80%以上が5件、70%以上が5件、60%以上が2件であった。執行猶予を言い渡した【判決91】、少年に不定期刑を言い渡した【判決94】を除く14件について平均をとってみると、82.0%となる。2009年から2011年までの期間の懲役期間（執行猶予つき判決等は除く）は求刑の77.1%、2012年は71.8%、2013年は69.7%、2014年が78.4%だったことと比べると、判決が言い渡した懲役期間はややきびしくなっ

たといえるかもしれない。2015年は、求刑の半分の懲役期間を言い渡すといった判決がなかったこと、それに検察官の求刑どおりの量刑を言い渡した事件が例年に比較して多かったことが影響している。

区分審理

【判決84】では鹿児島地裁で初めて区分審理制度が採用された。【判決96】がそれに続いた。区分審理制度は、裁判員法71条以下に規定されており、裁判員裁判対象事件を含む事件が複数併合されている場合に、裁判員の負担を考慮して、事件の一部を区分し、その区分した事件ごとに審理し、最後の事件を除き有罪・無罪だけを判断し（部分判決）、最後の事件を担当する裁判体が部分判決を踏まえ、量刑も含めて判断する制度である。【判決84】、【判決96】いずれも、裁判官だけによる裁判で有罪の部分判決をうけ、併合事件審理をした裁判員裁判でも有罪とされ、量刑が科された。

裁判員裁判における区分審理制度の憲法適合性について、最高裁第三小法廷は、2015（平成27）年3月10日、「区分審理制度においては、区分事件審判及び併合事件審判の全体として公平な裁判所による法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されているといえる。したがって、区分審理制度は憲法37条1項に違反せず、このように解すべきことは当裁判所の判例⁽²⁾（最高裁昭和22年（れ）第171号同23年5月5日大法廷判決・刑集2巻5号447頁、同平成22年（あ）第1196号同23年11月16日大法廷判決・刑集65巻8号1285頁）及びその趣旨に徴して明らかである。」と判示している（判例時報2259号130頁）。

この区分審理制度は、同一の被告人に対して複数の事件が起訴され、その審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を考慮して採用されたものであるが、これにふさわしい事件の選択をどうするかは検討事項であろう。上記最高裁判決の中で大谷剛彦裁判官の補足意見は「例えば、併合した裁判員裁判対象事件が相互に関連して一括して審理しなくては適正な事実認定に困難が想定されるケースや、重要証拠や背景事情が共通するなど事件を一括して審理しなければ統一的かつ矛盾のない判断に困難が想定されるケースに、あえて区分審理を選択するのは不当であろう」と述べている。

傍聴したかぎりでは【判決96】で区分審理となった「横浜事件」「宇都宮事件」はいずれもパチンコ店の売り上げを狙った強盗事件で、【判決96】と「背景事情が共通する」犯罪であった（「東京事件」は逮捕監禁事件でやや内容が異なる。）とも考えられ、一括しての審理の方が犯行全体としての把握がしやすいようにも思われるが、裁判所は、区分審理制度の採用にあたって、複数事件を検討しなくてはならない裁判員の負担をおそらく優先したのではないかと思われる。

裁判の期間

2015年の裁判員裁判の開廷から判決までの期間は、10日を越えるものはなく、最長で9日間（ただし、土日を含む）、最短で3日間であった。4日間が一番多く、16件中8件を占める。長くなった事件でも6回の公判（【判決96】）で終了している。

裁判員裁判の公判前整理手続の長期化

裁判員裁判で公判開始前に争点や証拠を絞り込む公判前整理手続が長期化する傾向にあることが指摘されるようになった（2016年1月11日南日本新聞は、最高裁が2015年秋から、その要因を検証する作業に乗りだしたことを報じている。）。2015年の事件でみると、起訴から判決まで、複数の被告人が複数の事件に関わり、区分審理手続がとられた【判決96】では約1年3ヶ月を越える期間を要した。殺人事件の【判決93】では約5ヶ月、未成年者の傷害致死事件の【判決94】では約6ヶ月半を要しており、全国と同じく公判前整理手続の長期化の傾向がみられる。

裁判員の選任・辞退・欠席

南日本新聞の報道（2015年9月23日）によると「鹿児島地裁管内では7月末現在、裁判員618人と補充裁判員225人の計843人が審理に参加し、候補者は4000人を超えた。」7月以降8件の裁判員裁判が開かれたので、48人の裁判員が加わり、666人が裁判員を務めたことになる。

同じ報道では「地裁によると、裁判員候補者数は4177人で、選任手続きに出席したのは2843人。選任当日に初公判が開かれるなど『負担が大きい』との意

見もあり、地裁は2014年4月から、選任手続きを公判開始の1週間ほど前に実施するなど運用上の工夫も始めた。」とある。この裁判員候補者数とは「選定された裁判員候補者数」なのか、それとも調査票・質問票で辞退等が認められた候補者を引いた「選任手続きに出席を求められた裁判員候補者」なのか明確ではないが、後者だと考えて、裁判員候補者数から選任手続きに出席した人数を引くと、1334人が欠席したことになり、欠席率は32.9%となる。

全国的な統計（最高裁事務総局『裁判員裁判の実施状況について』）によると、「選任手続きに出席を求められた裁判員候補者」のうち「選任手続き期日に出席した裁判員候補者数」の比率は、2015年の出席率（10月末現在）は68.5%である。反対に言えば、欠席率は31.5%になっている。鹿児島地裁がとりわけて高いということではない。

裁判員裁判の将来を占う上で、選任手続きに出席を求められたにもかかわらず、ことわりなく欠席する割合が増えていることは注目を要する。全国的な統計では欠席率は2009年が16.1%、2010年が19.4%、2011年が21.7%、2012年が24.0%、2013年が26.0%、2014年が28.5%、そして2015年が31.5%と年々増加傾向にある。裁判員を「負担」に感じる人が多くなっているということか。

統計的には、「裁判員裁判に参加してよかった」と考える裁判員経験者が増えている⁽³⁾。その一方で、負担に感じて「出頭」に応じない人が増えているという「二極的傾向」が見られるということができる。負担感情を減らすためには、裁判員の守秘義務が過度に強調されすぎているきらいがあり、裁判員経験を共有化することが難しくなっている現状をふまえて、裁判員の経験をもっと率直に公表してもよいのではないか。それはマスメディアの任務でもある。⁽⁴⁾

2015年10月14日に鹿児島地裁で裁判員経験者と法曹三者の意見交換会があり、その場で「経験者や補充裁判員からは、抽選で選ばれる選任手続きについて男女割合の偏りに改善を求める意見などがあがった」（2015年10月15日南日本新聞）と報じられている。私が傍聴した限りでは、【判決91】では裁判員全員が女性、【判決96】では全員が男性だった。おそらく検察官あるいは被告人による裁判員候補者に対する理由を示さない不選任の請求（法36条）の結果であるとは思わず、くじ等による偶然の選任結果であろうが、たしかに私自身も傍聴に行って「あれ、今回は全員男性（女性）なのか」との印象をもったの

は事実である。

少年事件

【判決94】は少年事件であったが、鹿児島家裁で刑事処分相当との決定をうけて起訴され、裁判員裁判で裁かれることになった。2011年に1件、2012年に1件について3件目の少年を裁いた事件となった。

注

- (1) 2009年～2011年については、法学論集46巻2号133～171頁、2012年については、同47巻2号271～301頁、2013年・2014年については、同49巻2号317～349頁、に掲載。
- (2) 最高裁が判例とした昭和23年最高裁大法廷判決とは、憲法37条にいう「公平なる裁判所の裁判というのは構成其他において偏頗の惧なき裁判所の裁判という意味である」ことを判示した判決、平成23年最高裁大法廷判決とは、裁判員裁判制度を合憲とした判決である。
- (3) 最高裁事務総局が2015年4月に作成したパンフレット『裁判員裁判の実施状況について』によると、「裁判員として裁判に参加した感想」で「非常によい経験と感じた」とする人56.0%、「よい経験と感じた」とする人39.5%と、好意的評価を下している裁判員経験者が圧倒的である。最高裁は「裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計51.0%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計95.5%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただけたことがうかがえます」と評している。
- (4) 南日本新聞は、全国の裁判員・補充裁判員経験者らでつくる任意団体「LJCC」が鹿児島市で開いた交流会を取材しているし（〔編集局日誌〕裁判員の本音・2015年10月7日）、企画「人間スクランブルーかごしま法廷傍聴記」（2015年11月24日）は「帰省中、絶たれた夢／歩道に暴走車、犠牲の18歳」として【判決95】を記事化している。朝日新聞デジタル「裁判員物語」（編集委員・大久保真紀）も、裁判員体験を伝える試みといえるだろう。

2015年1月～12月 鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	被告人	認否	求刑 (年)	判決 (年)	%
82	1月20日	1月27日	8	現住建造物等放火			5	4	80.0
83	2月3日	2月10日	8	強盗致傷・傷害		否	10	7	70.0
84	3月10日	3月13日	4	強制わいせつ致傷、強盗、窃盗、傷害		否	7	4.5	64.3
85	4月20日	4月24日	5	殺人未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反			8	6	75.0
86	5月19日	5月22日	4	強姦致傷及び住居侵入			8	6	75.0
87	6月9日	6月15日	7	殺人		否	15	13	86.7
88	7月13日	7月15日	3	強制わいせつ致傷			3.5	3.5	100.0
89	7月23日	7月31日	9	傷害致死			10	10	100.0
90	8月4日	8月7日	4	現住建造物等放火			5	執行猶予3	
91	9月8日	9月11日	4	傷害致死			8	6	75.0
92	9月15日	9月18日	4	傷害致死			10	10	100.0
93	10月5日	10月8日	4	殺人・道路交通法違反			18	17	94.4
94	10月19日	10月27日	9	傷害致死	少年		5～8年の不定期刑	4～6年の不定期刑	
95	10月28日	11月5日	9	危険運転致死			10	6	60.0
96	11月12日	11月20日	9	強盗致傷	A		15	13	86.7
					B		13	10	76.9
					C		8	7	87.5
97	12月21日	12月24日	4	強制わいせつ致傷			5	4	80.0

註 (1) 否は起訴事実についての一部否認も含む。

(2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数（休日・祝日も含む。）

(3) 判決の量刑で、例えば懲役3年6月は、3.5年と表した。